[11] 輸送施設の判断

法 律 第33条第1項第11号

十一 政令で定める規模以上の開発行為にあっては、当該開発行為が道路、鉄道等による輸送の便等からみて支障がないと認められること。

政 令

(法第33条第1項第11号の政令で定める開発行為の規模)

【第24条】 法第33条第1項第11号の政令で定める規模は、40ヘクタールとする。

開発区域の規模が40~クタールを超える開発行為の許可にあたっては、その区域内に居住することとなる者の通勤、通学等が、道路、鉄道等の輸送の便からみて支障がないことが必要です。特に市街化調整区域内における大規模開発については、開発区域から鉄軌道駅までの輸送及び鉄軌道の輸送能力が適切である必要があります。

40~クタール以上の開発行為について許可をしようとするときは、許可権者は、あらかじめ陸運局長と協議することとされており、40~クタール未満であっても、6,000人以上の人口増をもたらすと認められる開発行為にあっては、陸運局長が必要に応じ鉄道施設等の配置上の観点から意見を述べ得るようあらかじめ陸運局長に通知することとなっています。

なお、40~クタール以上の開発許可申請に際しては、開発行為に関係のある鉄道事業及び軌道経営者と協議 しなければなりません。(法第32条第2項)